

令和2年第4回

# 高森町議会 12月定例会議録

令和2年12月10日開会  
令和2年12月17日閉会

高森町議会

12月10日（木）  
（第1日）

## 令和2年第4回高森町議会定例会（第1号）

令和2年12月10日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名  
10番 佐伯 金也君  
1番 後藤 巖君

日程第 2 会期の決定  
(1) 会 期 （8日間）  
自 令和2年12月10日  
至 令和2年12月17日  
(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月10日（木）	本会議	議案提案・説明・質疑・付託
12月11日（金）	本会議	一般質問
12月12日（土）	休 会	
12月13日（日）	”	
12月14日（月）	”	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
12月15日（火）	”	議会運営委員会 議会広報特別委員会 水資源対策特別委員会 地方再生特別委員会
12月16日（水）	休 会	
12月17日（木）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第67号 町有林造林委託について

日程第 5 議案第68号 財産の取得について

日程第 6 議案第69号 財産の取得について

日程第 7 議案第70号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について

日程第 8 議案第71号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 9 議案第72号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第10 議案第73号 高森町一般会計補正予算について  
 日程第11 議案第74号 高森町国民健康保険特別会計補正予算について  
 日程第12 議案第75号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について  
 日程第13 議案第76号 令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について  
 日程第14 議案第77号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について  
 日程第15 議案第78号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について  
 日程第16 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |         |      |          |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君  | 2 番  | 津留 智幸 君  |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番  | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番  | 芹口 誓彰 君  |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番  | 本田 生一 君  |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

- |               |          |           |          |
|---------------|----------|-----------|----------|
| 町 長           | 草村 大成 君  | 副 町 長     | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長         | 佐藤 増夫 君  | 総 務 課 長   | 東 幸祐 君   |
| 生活環境課長        | 後藤 健一 君  | 税務課兼会計課長  | 田上 浩尚 君  |
| 健康推進課長        | 岩下 雅広 君  | 住民福祉課長    | 岩下 徹 君   |
| 建設課長          | 荒牧 久 君   | 農林政策課長    | 後藤 一寛 君  |
| 政策推進課兼TPC事務局長 | 今吉 輝子 さん | 教育委員会事務局長 | 馬原 恵介 君  |
| 総務課財政係長       | 木村 允哉 君  | 総務課総務係長   | 芹口 孝直 君  |
| 建設課課長補佐       | 大坪 潤司 君  | 教育委員会審議員  | 古庄 泰則 君  |
| 税務課課長補佐       | 緒方 久哉 君  | 政策推進課課長補佐 | 村上 純一 君  |
| 監 査 委 員       | 古庄 良一 君  |           |          |

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名(2名)

- |        |         |         |          |
|--------|---------|---------|----------|
| 議会事務局長 | 村嶋 立章 君 | 議会事務局主査 | 衛藤 千佳 さん |
|--------|---------|---------|----------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長(後藤三治君)おはようございます。会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いします。

町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)おはようございます。令和2年度第4回高森町議会定例会の開会にあ

たり、御挨拶を申し上げます。まず目の前のボードに関しては先般も御紹介をさせていただきましたが、今学校現場も含めてこういう議場でも飛沫の防止というところで導入させていただいたところがございます。若干声が聞きづらいこと等はあるかもしれませんが、例えば教育現場でもそうですが、こういう会議でもやはり表情が見えるということは、逆にプラスになることもあるのではないかとこのように考えているところがございます。今後ともぜひ議会でも活用していただき、貸し出す分ぐらいの台数があるかどうか今は定かではございませんが、何か町民の皆様、地域の会議等で必要なときがあれば、総務課のほうに言っていただければ、対応が出来る場合は対応させていただきたいというふうに思っております。

本日は公私共々大変お忙しい中に定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。御承知のように全国でコロナウイルスの感染者が増えております。またこの第3波といわれるこの感染数に関しては、当然PCR検査のそもそもの増加というところもあるかと思いますが、全国的に見ても第1波第2波とまたちょっと質が違う感染の拡大になっているのではないかと思っております。本県でもクラスターが発生をいたしておりますし、阿蘇管内でもクラスターが発生をいたしております。そういう中で現在熊本県レベル4でございまして、当町も危機感を

強めているところでございます。議員の皆様、また町民の皆様におかれましては、マスクの着用、手の消毒、3密の回避と新しい生活様式による感染予防対策を徹底しながら、社会経済活動に取り組んでいただけますことをお願い申し上げたいと思います。

今年の12月議会、最後の議会になりますが、やはりコロナウイルスもそうですが、県内では7月に県南の豪雨災害、また10月の台風等々で必ずどこかしらに大きな被害が出ておりますし、まだまだ復旧に至っていない県民の方がたくさんいらっしゃいます。いつ阿蘇管内、高森町でも発生してもおかしくないという危機感を持っているところでございます。

また同時に鳥インフルエンザに関しても、当町に近い近隣の県等で発生をしております。現在かなり注視をしておりますところでございますし、防災官も含めましてやはりプロの方の意見を聞きながら、そしてスピード感を持った対応ができるように総務課で総務課長、課長補佐、総務係長を中心となって職員の皆様一緒になってそういう対応をすぐ出来るような体制をとっているところでございます。

今年度はまた一方で明るいニュースもありまして、57号線が全線復旧したと、あと北側ルートトンネルが開通したということです。大変入り込みが多くなりまして、例えば道の駅に関しましては、阿蘇の道の駅が人気1位だったと大変喜ばしいニュースも飛び込んできたところでございます。高森町においても、平成24年の九州北部豪雨災害からの復旧の総仕上げとなります新防災道路であります西原・日の尾峠線の開通式においては、議会の皆様の御理解、御協力いただきながら、盛大に開催することができました。また高森駅にはワンピース復興プロジェクトとして当町が求めておりましたフランキー像が設置されまして、除幕

式を開催するなど明るいニュースもあったわけでございます。

そして、私個人といたしましては、10月には南阿蘇鉄道再生協議会において高森町議会議員の皆様の全員のバックアップをいただきながら、JRとの接続強化、つまり都市圏への乗り入れという方向性が決定されたところでございます。大変時間がかかりましたが、明るいニュースではないかというふうに考えております。また、東京の出版社コアミックス社とのエンターテインメント業界と連携したまちづくりと地域の新産業創出の共同事業実施に関しましては、本来であれば海外から漫画家の方、有名な漫画家の方の移住定住が先になる順番だったわけでございますが、新型コロナウイルス感染症で先にO96K歌劇団の若い女性の方が高森に移住して活動を開始されました。漫画、つまりエンターテインメントを核とした新しい産業、仕事を起こすと。そしてその取り組みの第一歩がかなり大きく動き始めたのではないかと、いうふうに思っております。来年も引き続き取り組みを強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

そのほか多くの事業の中止もありましたが、執行する、事業をやるのに関しては、町議会の議員さんの御協力のもと、また国県などの職員さん、また関係機関の皆さんの御協力、そして国会議員の皆様等々の御支援をいただきながら、当町としては着実に成果があらわれておりますことに関しまして、改めて議会に感謝を申し上げるところでございます。

そしてこの場をお借りいたしまして、御報告をさせていただきたいと思っております。本年空き家対策の一環として老朽化した空き家を一般社団法人熊本県解体工業協会のボランティア事業により、64件の解体を撤去していただいたところでございます。全て無償、要は町か

らお金は必要ありませんでした。そしてまた持ち主の方からの解体に関する基本的なお金というの必要なかったということです。同協会は、平成28年熊本地震で公費解体の発注業務を委託した11市町村及び熊本県と災害により破損した建物との解体撤去の支援に関する協定というのを締結いたしておりますが、そのあとにこの協定の実施細目、細かいそこから先の部分を締結した市町村を対象に今回の事業が実施されたということです。なお高森町は県内の市町村の中で実施細目を1番に結びまして、それをもとに要望を行ったところでございます。まだ現在1件解体中でございますが、熊本県解体企業協会の理事の皆様、そして職員の皆様、そして何よりも現場で仕事に対応していただいた業者の皆様がこの場をお借りいたしまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、もう1件これはお願いでございますが、ふるさと納税に関しましては12月1日から12月31日までが勝負でございます。最も1年で申し込みが集中するわけでございまして、今年度は高森町議会の議員の皆様さらなる強力な御支援と営業も含めてお願いをしたところでございます。なぜ皆さんにお願いをさらに強くしているかと申し上げますと、議員の皆様御承知ですが、これは来年度から国の税収は下がります。そして当然それに伴い、町の税収も下がることが予想されます。そしてその二つ目に起きることとしては、当然通常であるならば、国の当初予算ではない、例えば臨時国会で通常可決されるような経済対策がコロナだったり、そういう先にやらなければいけないことが最優先になりますので、補助事業、補助予算ですね。通常だったら採択決定になるものが遅れたり、もしくは事業自体がなくなったり、これは必ずワクチンが普及し始めたころからそういう方向性に来るというふうに予想していると



ころです。つまり町の税収は落ちます。落ちることを予想しながらこのふるさと納税、つまりたった一つだけ稼げるところとするならここしかありませんので、ぜひとも三度のお願いでございますが、議員の皆様の知人友人、そしてたくさん知り合いの会社等があられると思いますので、ぜひ足を運んでいただいて、高森町の商品及び関連する商品のプロモーションを積極的にお願いをして協力いただければというふうに考えております。よろしく願いしたいというふうに思います。

さて、今定例会で御提案申し上げますのは、財産の取得や条例の改正等、議案の12件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とお願いとかえさせていただきます。

○議長(後藤三治君)どうもありがとうございました。本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回高森町議会定例会を開会します。本日の会議は、御手元に配付してあります議事日程のとおり行います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(後藤三治君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、10番佐伯金也君、1番後藤巖君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長(後藤三治君)日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。今期定例会の会

期は、11月6日に開催されました議会運営委員会において、本日から17日までの8日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの8日間とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長(後藤三治君)日程第3、諸般の報告を議題とします。9月定例会後に行われた諸般の報告を委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議会として報告を議長が行います。新型コロナウイルスの影響により、開催が延期されてきました防災公園のお披露目式が9月20日に開催され、近年度重なる大規模災害に備えた備蓄倉庫、1度に244名分の炊き出しが可能なかまど、35台収容の車両駐車場及びドクターヘリポートなどを完備した立派な防災施設が完成しました。10月2日、議会議員研修会が県立劇場で開催され、これからの防災のあり方と題して、防災システム研究所所長の山村武彦氏の講演を聞きました。10月3日、阿蘇大橋地区の斜面对策の完成及び国道57号線現道部開通式が行われ、国道57号現道部が熊本地震以来4年半ぶりに復旧し、同日午後2時から一般車両も通行可能となりました。10月6日全員協議会が開催され、南阿蘇村議会議員とともに、南阿蘇鉄道とJR豊肥線の接続強化に関する調査結果について、県の担当者から報告を受けました。その後南阿蘇鉄道上

下分離後の新法人の費用負担割合について、南阿蘇村議会と協議をいたしました。10月19日第4回臨時議会が行われ、高森町固定資産評価委員の選任、介護予防拠点整備事業等の一般会計補正予算について審議しました。11月5日、阿蘇市町村議議会主催の阿蘇大橋災害復旧工事現状視察をしました。熊本復興事務所の職員から現在の状況を説明していただき、来年3月末の開通に向けて急ピッチで工事が進んでいるという報告を受けました。11月8日、町道西原・日の尾峠線開通式がとり行われ、当日は晴天に恵まれ、沿道には多くの地元の方々の祝福を受け、通り始めの車両を歓迎されていた光景がとても印象的で、地元の皆様の思いが伝わりました。11月21日、高森駅で人気漫画ワンピースに登場するキャラクター、フランキー像の除幕式が行われました。本来であれば多くの方たちに集まっていただき、盛大にフランキーを迎えたかったのですが、新型コロナウイルス感染防止により、今回の除幕式は参加人数を制限して開催されました。11月25日、第5回臨時議会及び全員協議会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策に係る専決処分、補正予算等を審議しました。また、全員協議会では町道西原・日の尾峠線のこれからの事業計画について、建設課の担当職員より説明を受けました。以上、議会としての諸般の報告とします。次に議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長(芹口誓彰君)おはようございます。6番、芹口です。議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして、諸般の報告をいたします。令和2年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、11月6日委員会を開催し、会期につきましては

ただいま決定をいただきましたとおり、12月10日から12月17日までの8日間の会期とし、11日に一般質問、14日に各常任委員会、15、16日に特別委員会を開催することになりました。2回目の議会運営委員会を12月4日に開催することとし、一般質問の通告は議会運営委員会開催の前日の正午までとされておりまして、通告期限が12月3日の正午までと決定いたしました。なお、今回の一般質問では高森高校2年生29名の傍聴の申し出があり、傍聴席のスペースを考慮し、密にならないよう2班に分け、交代で傍聴席への傍聴と委員会室でのテレビの視聴とすることで、許可することにしました。また、一般質問の際の執行部の出席につきましては、9月議会同様密を避けるため、町長をはじめ答弁に必要な職員の出席とすることといたしました。

12月4日に2回目の委員会を開催し、一般質問の取り扱いを協議し、期限までに通告があった5名の議員の質問順については、議会運営基準に基づき、通告順によって1番津留智幸君、2番後藤巖君、3番田上更生君、4番立山広滋君、5番牛嶋津世志君と決定しました。なお、質問時間は答弁時間を含め1時間であります。次に議案の取り扱いについて協議し、議案第68号、69号、70号、77号、78号については、10日に議案質疑を討論採決とすることと決定し、その他の議案につきましては所管の委員会付託とすることと決定しました。また先に16日開催することにしておりました水資源対策特別委員会、地方再生特別委員会につきましては、審議案件等を考慮し、15日に開催することとしました。以上議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容につきまして、諸般の報告といたします。

○議長(後藤三治君)次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長(佐伯金也君)おはようございます。10番佐伯でございます。産業厚生常任委員会の委員長を務めております。新型コロナウイルスの影響もまだまだ続く中で特に皆さん健康に注意をし、予防に努め、新しい生活様式を実践していこうと委員全員思っておりますが、産業厚生常任委員会では月1回の委員会開催を目的に、町長のスピードに遅れないように町長が新たな事業持ってきた際に行政で言う段階を踏んでいくなかなかポイントを外してしまうということで、それにちゃんと答えが出来るようにということで、緊張感を持って月1回開催をいたしております。

9月議会以降10月13日、11月25日に委員会を開催いたしました。委員会は所管の課の課長を中心に補佐、係長同席のもと、事業の経過報告、進捗状況、結果などの報告を受け、質疑をしております。

まず10月に開催した分でございますが、今現在進めている事業を中心に審議を行っております。主なものは農林政策課、JA阿蘇ガソリンスタンドの地下タンクの設置事業の説明を受けております。先般JA阿蘇高森給油所のリニューアルのオープンが行われましたけれども、その件についての審議をいたしました。熊本地震の経験により、高森町の現状のエネルギー拠点箇所は3箇所でございます。非常に皆さん方も経験されたと思いますが、移動する際に燃料が不足したということで苦勞をされておりました。そういうふうな経験を生かして、どうしても高森町には3箇所の給油所が必要であるということで、今回国の補助事業の採

択並びに町の整備事業を活用することで、高森給油所の維持をしていきたいということでありました。この前からオープンしておりますけれども、非常に利用者が多いことは喜ばしいことでございます。

また、健康推進課の介護基盤緊急整備特別対策事業につきましては、特に介護基盤の場としての利用を考え、バリアフリー化の徹底、新型コロナウイルスへの対応可能にしていることなど、意見が出されております。通いの場として使用されるためには、今後は関連する各課の連携が必要になってくると思っております。行政は縦割りではございますけれども、住民、特に高齢者の皆さんたち、利用者の皆さんたちのためには横の連携を密にして、今回の事業でリフォームが出来た集会所等については、なるべく活用が出来るようお願いをしたいと思っております。

11月の開催分につきましても、10月開催時と同様に事業の現状及び進捗状況の審議を行っております。特に気になる点といたしまして、健康推進課から住民健診の結果が前年度を若干下回ったとの報告を受けました。6月の委員会におきましては、昨年度より受診率が良かったというふうに聞いておりましたけれども、それから10月等の健診等を加えたところで減っていると、若干でございますがそういう報告を受けました。委員会としては、昨年につきましては啓発活動を行っておりますが、今年には行わなかったことについて反省をしております。この件につきましては、積極的予防が社会医療費の削減につながることであり、町民の皆様へのサービス、また重要さを知っていただくために、一致協力して今後も委員会では対策を立ててまいろうと思っております。

その次でございますが、住民福祉課の高齢者等外出機会創出事業、先般臨時議会で出されましたシニアカーのレンタル事業であります。また臨時議会のときにもスキームはまだ決まっていないと町長答弁もありましたが、担当者より大まかな説明を受けました。30台購入予定でございますが、段階を経て導入すること、交通安全の講習を行うことなどがございます。レンタル代については、ランニングコスト、また賠償保険等、見合った額の設定をという意見が出されております。また外出機会が減った方への支援とともに、運転免許証の返納推進も兼ねており、高齢者への新たな生きがいにつながる事業になればと思っております。シニアカーについては、1充電、満充電で大体20キロの走行が可能と聞いております。ある程度皆様方が病院また買い物等には十分利活用出来るシニアカーであると思っております。運営につきましては十分担当課、また町長さんと協議をしていただいて、規定等を作りたいと思っております。

建設課からは、令和2年へ繰り越しをした工事の状況報告及び社会資本整備総合交付金事業、請負委託の工事の説明を受けました。農林政策課からは現在実施している事業のほか、12月議会にて補正予算で上がる事業の説明を前もって説明を受けております。興味を引いた事業といたしましては、令和3年度事業予定として農地バンクの利用促進事業がございます。これは口頭契約にて賃借がなされている事業が多く、正規の手続を経ていない事例が見受けられる点、農事組合法人での利用が主で、個人間の農地の賃借についてはほとんど各種協力金が活用されていない点などを踏まえて、今回田上更生議員が質問されますふるさと納税基金との活用、高森町独自の事業を想定しているという

ことでもございました。町の基幹産業でもある第一次産業の活性化につながればと思っております。一般質問等で農業政策についての質問がございます。それについても期待をする次第であります。

最後になりますが、住民福祉課事業でマイナンバーカードの登録推進がありました。報告では、阿蘇郡市でワースト2、熊本県下でも下位であるという報告を受けております。申請手続きが難しいのではと考え、委員長、副委員長が実際に役場内で申請をいたしております。この様子はTPCで収録も行っており、よろしければ見ていただきたい。実際はオンライン申請も書類申請も20分以内、20分というのはちょっと多めなんですけれども、本当に簡単に終わっております。事前の準備だけをしていただければ、誰でも窓口で簡単に申請が出来るわけでありますので、マイナンバーカードの登録推進、登録については町民の皆様方の御協力をお願いいたしたいと思っております。

閉会中の会議の報告は以上でございますが、産業厚生常任委員会、今後も月1回の委員会開催を目指して、住民の皆様方の視点に立った運営をしてみたいと思っております。

以上、産業厚生常任委員会の閉会中の審議の報告をいたしました。終わります。

○議長(後藤三治君)総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長(芹口誓彰君)6番、芹口です。10月23日に熊本県農畜水産物の学校給食への提供事業として、総務文教常任委員5名で高森中央小学校の給食を試食いたしました。この事業は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外国人観光



客及び外食産業の需要が減少したことにより、影響が生じている県産の畜産水産物について、希望する学校給食実施校へ食材を提供し、食育を通して県産農畜水産物への理解を深めるとともに、地産地消の推進、PRを目的として実施されている事業であります。この日のメニューは、天草真鯛の香味ソースがけ、ワンタンスープ、麦ごはん、牛乳をいただきました。来年の3月中旬まで実施されるということでございますので、この事業が県内の農畜産水産物の活性化につながればというふうに思っております。また子供たちの給食の状況を見まして、給食担当の職員の方々が日々安全で安心したおいしい給食を提供していただき、子供たちのよりよい食育環境に努めておられることに感謝をしたところでございます。以上で総務文教常任委員会からの諸般の報告といたします。

○議長(後藤三治君)次に議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長(牛嶋津世志君)おはようございます。4番牛嶋です。議会広報特別委員会の諸般の報告をさせていただきます。議会広報絆第79号の編集につきまして、9月定例会の最終日に御報告を申し上げましたが、10月2日に第1回の編集委員会を開催し、以後計4回の委員会を開き、11月4日に全世帯へ発送いたしました。

議会広報絆第79号の表紙には収穫の秋ということで、地元の農家の方の稲刈りの様子を掲載いたしました。今回の内容といたしましては、9月定例会での主な補正予算の事業概要と教育委員選任の人事案件、令和元年度決算認定、議案に対する主な質疑応答、一般質問が5名の議員からありましたので、その内容と各常任委員会からの報告、2

名の方の町民の声を掲載させていただきました。また、裏表紙に熊本県農産畜産物の学校給食への提供事業として、総務文教委員会が高森中央小学校の給食試食会に招待されましたので、そのときの模様を写真を織り交ぜて紹介いたしました。今総務委員長が紹介された内容を写真をつけて紹介いたしました。

最後に11月12日に町村議会広報研修会が開催され、議会広報委員4名が参加いたしました。その中で、審査員の先生から過去の高森町の議会広報に対してのアドバイスや指摘事項等がいくつかありましたので、研修会で学んだことを生かして次回からまた議会広報づくりに努めていきたいと思っております。以上で議会広報特別委員会の諸般の報告といたします。

○議長(後藤三治君)次に監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員(立山広滋君)おはようございます。7番立山です。監査委員から諸般の報告を申し上げます。9月23日、10月20日、11月24日に例月出納検査を実施しました。9月の定例会の折、帳票の印漏れ及びチェック体制の指摘をさせていただきましたが、その後の3回の監査ではほぼ改善されており、適正な事務処理がなされていたことを御報告させていただきます。

また、11月10日に定期監査を実施し、色見保育園、高森中央小学校、高森中学校の備品検査をしました。いずれも管理、使用とも良好にされていましたが、今一度備品台帳との整合性及び現在使用されていない備品に関しては、担当課局と協議し、速やかに廃棄処分されることをお願いいたしました。以上で監査委員からの諸般の報告とさせていただきます。

たきます。

○議長(後藤三治君)以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 議案第67号 町有林造林委託について

○議長(後藤三治君)日程第4、議案第67号、町有林造林委託についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○10番(佐伯金也君)それは、契約の相手方が当事者の議員さんがいらっしゃるから、説明前に一度退席されておったほうが私はいいと思います。

○議長(後藤三治君)今10番佐伯議員のほうから、この議案について当事者がおられますので退席をということでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)それでは改めまして、日程第4、議案第67号、町有林造林委託についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。生活環境課長、後藤健一君。

○生活環境課長(後藤健一君)おはようございます。議案第67号で御提案いたしました、町有林造林委託について御説明いたします。尾下造林組合、代表者田上更生氏から高森町町有林造林条例第2条に基づき、造林事業委託申請があり、同条により町が造林を委託する案件でございます。

まず造林を委託する場所でございますが、高森町大字尾下字小弾ヶ871、872、87

3、874の1、874の2、875の2、875の3、876の1、字具右849の一部です。資料を  
ごらんください。管内図に表示されている箇所が委託造林対象地で、その詳細を航空写  
真に表示しております。造林の見込面積は10万8,600平方メートルです。この場所は  
旧県行造林小弾ヶ団地の一部でございまして、大正12年11月、条件付き寄附により野  
尻村有となり、県行造林として最初に植栽をしております。1代目の造林が伐採売り払い  
により終了し、昭和43年1月10日、高森町と熊本県との間に2代目の県行造林契約を  
締結しました。今回2代目の増林を行った団地のうち、前回伐採した残り10万9,500平  
方メートルを今年の2月に伐採処分し、収益金を分収割合により分けております。

参考までに処分金額は総額2,957万2,084円、配分内訳は熊本県50%、1,4  
78万6,042円、町25%、739万3,021円です。また、尾下造林組合も25%の同  
額で739万3,021円でございました。契約を行う分収割合は造林組合6割、町4割で  
高森町造林条例第5条第2項のとおりでございます。契約を行う相手方の造林組合は、  
尾下造林組合代表者田上更生、組合員44名、前回と同様に尾下造林組合より造林  
事業を行いたい旨の申請がございました。町有地を貸付し、造林事業を委託するためには、  
地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、  
今回御提案いたしました。慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いたします。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は  
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第67号、町有林造林委託については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第68号 財産の取得について

日程第6 議案第69号 財産の取得について

○議長(後藤三治君)日程第5、議案第68号、財産の取得について、及び日程第6、議案第69号、財産の取得については関連議案でありますので、一括して提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君)おはようございます。議案第68号、議案第69号の財産の処分についてでございますが、それぞれ関連がございますので一括して御説明をさせていただきます。財産の取得でございます。ともに給水車両の購入に係る契約を締結するための議会の議決を求めるものでございます。取得する財産は、給水車両2台になります。議案第68号では2トン車車両、議案第69号では4トン車両でございます。契約金額につきましては、2トン車が税込の1,793万円でございます。4トン車につきましては、2,062万5,000円でございます。契約の相手方はともに高森町大字高森981番地5、有限会社高森エータース、代表取締役家入章雄氏でございます。提案理由は議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得、また処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があるためです。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。なお詳細については担当課長のほうから御説明をいたします。以上でございます。

○議長(後藤三治君)建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)おはようございます。それでは、詳細について御説明を申し上げます。

9月の高森町定例議会におきまして、議案第55号、令和2年度高森町一般会計補正予算第6号で備品購入費として給水車2台、4,000万円を計上し、御審議、御決定をいただいたところでございます。

まず、議案第68号の2トン車両について、御説明申し上げます。いすゞ自動車の4輪駆動車にステンレスタnkを搭載したものとなります。タンク容量が1.7トン、主な装備品として、放送設備、バックカメラ、ETC、カーナビ、ドライブレコーダー、ハッチ式マンホール、吸排水消防ホース直結ジョイント、所帯前方圧力散水工法重力散水となっております。

続いて、議案第69号の給水車4トンについて、御説明申し上げます。こちらはいすゞ自動車の2輪駆動になっており、ステンレスタnkを搭載したものでございます。タンク容量が4トン、主な装備品につきましては2トン車両と同様となっております。契約の内容につきましては、先ほど総務課長が申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきます。町内業者7社による見積入札の結果によるものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定されており、また、地方自治法第

96条第1項第8号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、今回提案したものでございます。以上財産の取得について御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案68号及び議案第69号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第70号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について

○議長(後藤三治君)日程第7、議案第70号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)おはようございます。議案第70号で提案いたしました、高森

町工場等設置奨励条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。今回の改正は、上位法の条項の新設に伴う条ずれでございます。新旧対照表をごらんください。第3条第1項第2号中の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤に関する法律第25条を第26条に改めるものです。条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があります。以上、今回御提案しております内容につきまして説明を申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いしまして、御説明を終わらせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第70号高森町工場等設置奨励条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○議長(後藤三治君)11時5分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時5分

-----○-----

○議長(後藤三治君)休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

**日程第8 議案第71号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○議長(後藤三治君)日程第8、議案第71号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、岩下徹君。

○住民福祉課長(岩下徹君)議案第71号で御提案いたしました高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。本条例は児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき、平成26年9月に制定されているものでございまして、今回上位法令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本町の条例を改正する必要が生じたため、御提案するものでございます。

なおこの基準は、特に都市部で課題となっております待機児童解消するための国の施

策でありまして、本町においては、この家庭的保育事業等に該当する施設はございませんが、今回条例改正でございますので、主な改正点とあわせて家庭的保育事業等といいますがどのようなものか簡単に御説明だけさせていただきたいと思っております。新旧対照表の1ページ目をお開き願います。横向きの新旧対照表になります。この家庭的保育事業等につきましては、四つの事業区分がございまして、その四つの区分を新旧対照表1ページ目の左側、改正後の部分で改正後の部分の目次の部分で説明をさせていただきます。

まず一つ目が第2章の部分で、家庭的保育事業とあります。これは定員が1人から5人を保育する施設、これが家庭的保育事業、続いて第3章で小規模保育事業と書いてございますが、これが6人から19人を保育する施設、続いて第4章の部分で居宅訪問型保育事業とありますが、これは障害等で個別の保育を必要とする子供の居宅で保育を行うなどの事業、最後に第5章の部分で事業所内保育事業、これは会社等の事業所の保育施設等で従業員や地域の子供と一緒に保育する事業というこの四つの区分になっております。この四つに共通する部分が保育の対象がいずれも3歳未満ということでございます。この四つを総じて家庭的保育事業等ということになっております。冒頭にも申しましたが、本町におきまして該当する事業所はございません。

なお今回の主な改正内容につきましては、3点主にございまして、まず一つ目に卒園後の3歳児からは連携施設の確保が条件とされておりましたが、その確保義務が緩和されたこと、それから二つ目に自園での調理、つまりそれぞれの園での調理を原則としていますが、それが出来ていない施設についての猶予期間が5年であったものを10年に延長すること、

三つ目に事業所に配置される職員について、一部保育士と同等の知識及び経験を有する者等の特例が設けられたこと等でございます。以上、主な改正内容等について御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第71号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第72号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長(後藤三治君)日程第9、議案第72号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、田上浩尚君。

○税務課長(田上浩尚君)おはようございます。議案第72号で御提案いたしました、高森町国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案理由を説明申し上げます。今回の改

正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されまして、国民保険税の改正部分につきましては、令和3年1月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、高森町国民健康保険税条例第23条の国民健康保険税の減額について、個人所得税の見直しに伴う軽減判定基準の見直し及び附則2項につきまして、公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例で軽減判定基準を基準の見直しにあわせまして、規定等を整備するものでございます。

条例等を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提案するものでございます。以上、今回提案しております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますよう、お願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯でございます。税法の改正は税金申告をする住民からすれば非常に難しいといえますか、分かりにくい文言が並ぶものでございます。そういう中で、コロナ禍の中でもテレビ等でも報じておりますけれども、皆さん方の所得が今年1年間非常に厳しいものがあったということで、税法の改正が行われておるものと思いますが、今回は国民健康保険税の減額ということですが、6月の議会でも国民健康保険税の減額の改正が行われております。主に控除額についてでございますが、今回も上がっておるようでございます。控除額が上がりますと、結果住民の皆様方からすれば、国民健康保険税が下が

ってくるものだというふうに思っております。しかしながら、この附則にある公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例というのが出てまいります。この中に山林所得等があるものということで書いてございますが、これにつきましても控除額が増額になってくるといふふうに私は捉えております。そういうわけで健康保険税の減額についてが年に2回も改正をされるということに対してどういふふうな状況であるのか、また原因が何であるのかということの説明方よろしく願いいたします。

○議長(後藤三治君) 税務課長、田上浩尚君。

○税務課長(田上浩尚君) 10番佐伯議員の質問に回答いたします。今回の改正によりまして、

軽減世帯の範囲が広がることとなります。しかしながら、国民健康保険税等につきましては、税額等につきましては、医療費の動向次第でございます。医療費が上がれば、当然ながら国民健康保険税等も増えることとなりますので、住民健診等を進めながら、病気等の早期発見等、そして医療費を抑え込むことが重要ではないかと思っております。

今回の改正は軽減範囲が広がるということでございますので、税額につきましては、今言いましたように医療費次第でございますので、今後の住民健診等も十分考慮しながら医療費を抑えていくことが最重要かと思っておりますので、皆さんよろしく願いしたいと思います。以上、御説明をいたします。

○議長(後藤三治君) 10番佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番佐伯でございます。今担当課長のほうから説明がありました。今

年1年間コロナ禍の中で各事業所、事業主でない個人においてもかなり所得が減ってきて

おるといことで、所得税はそれぞれ申告の中で納められるということですが、国民健康保険税につきましての控除額というのは、あくまでもやっぱり所得税の申告のときと同じ金額ではなくして、別の考え方でまいります。そういうわけで、なかなか健康保険税、今は高森町については2月まで納めるということ、納める期間をなるべく広げることで皆さんの負担を減らすように、町としては努力をしておるところでございます。そういうわけで12月にこのように控除額の増額をしていただくということは、大変住民からすると嬉しいわけでございます。それについて、住民の方たちに対してこういうふうに控除額が上がりましたよということを十分啓発していかないと、今後また来年の5月に国民健康保険税の計算書、納付書が送ってきたときに、皆さんたちが重税感を体感して上がった上がったという声が聞こえてこないとも限りません。ですから、その点についての説明を丁寧に住民の皆様達にさせていただきたいと。

私ども議会としても、先ほど委員長報告でも申し上げましたとおり、事前に住民の皆さんの健康を守るための活動をどんどんやっていかなければ、診療報酬費が上がっていくことによって、健康保険税が上がるということになります。特別会計の中でもありますので、そういうことで努力をしてみたいと思いますが、主にこれは横の連携、税務課が税法、それと健康健康保険税を算出する側については健康推進課でございます。どうぞ今後につきましても、町長を先頭に住民の健康がどんどん関心を持っていただけるように、啓発活動よろしくをお願いしておきたいと思っております。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって議案第72号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第73号 高森町一般会計補正予算について

○議長(後藤三治君) 日程第10、議案第73号、高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) 議案第73号で御提案いたしました、令和2年度高森町一般会計補正予算第10号について御説明申し上げます。今回の補正は歳入歳出それぞれ1億2,172万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を68億8,179万3,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。地方債の補正について御説明をいたします。こちらにつきましては、今年度、令和2年度起債を活用して実施する事業のうち、未計上分を1、追加で計上させていただきました。具体的には町立学校の特別教室にエアコンを整備する事業について、補助金の裏の残りの部分に過疎債を借入予定としておりましたが、教育施設等整備事業債に替えまして、借り入れを予定しておりますので、今回組み替えということをした

しました。また後で歳出で御説明いたしますが、7月豪雨により被災した道路等の災害復旧工事に係る事業分を借入予定としております。2の変更につきましては、これまでの起債協議の状況等により、それぞれの限度額の変更をいたしました。

続きまして御手元の予算書の9ページをお開きください。歳入について主なものを御説明いたします。第15款第2項国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種補助金の財源となる国の補助分を計上いたしました。当初予算と合わせまして、現時点で総額8億977万9,000円を予定いたしております。

続きまして10ページをお開きください。第16款第2項、県の補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応といたしまして、各事業に充当を予定いたしております地方創生臨時交付金について、11月25日に高森町は2次分の交付決定を受けましたので、今回計上させていただきます。しかしながら現時点で翌年度に繰り越すことが判明している事業分については、概算払請求をしないように指示をされていますことから、今回の歳入には含めておりません。

続きまして11ページをごらんください。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1億8,409万円減額いたしました。また、今回歳出で計上しております事業の財源とするため、ふるさと納税応援基金を96万円繰り入れる予定といたしております。また後で介護保険特別会計の補正で担当課長より説明をいたしますが、昨年度の決算に伴う精算金として、介護保険特別会計から21万2,000円の繰入金を計上いたしました。続きまして22款、11ページの町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御説明をしましたとお



りでございます。なお、今年度の借入総額は現時点で7億5,481万3,000円を予定いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、カラープリントでいつものようにお配りしております補正予算概要書に沿って、説明をいたしたいと思っております。概要書右上にページ番号を記載しておりますので、概要書の右上の番号で御説明いたしますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。まず1番のコンビニ交付サービス導入促進実証事業について御説明を申し上げます。これは住民票などの町が発行する証明書をコンビニで交付するというサービスを実施するために、システムの改修費として600万円を計上いたしました。これは全額国の補助を活用するために、町の負担はゼロとなります。年明けの令和3年2月後半から3月末まで実証実験と効果検証を行います。そして4月より本稼働を開始する予定です。これによって高森町役場に行かなくても、来られなくても証明書を受け取ることが可能となります。また本事業の取り組みは、行政サービスの充実につながるものだというふうに考えております。今回の改修をもって終わりではございません。出来たことと出来ないことを分かりやすく整理いたしまして、具体的な利用方法、出来ることに関しての利用方法をしっかりと周知すると。そしてマイナンバーカードの取得並びに利用促進につなげてまいりたいと。その結果ワースト2位と言われることも改善につながると思っておりますし、県内でも上から数えたほうが早い自治体になるのではないかなというふうに考えておりますので、来年度もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして2番の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業について、御説明を申

し上げます。これは保育所や子ども子育て支援を行う事業所が感染症の対策防止を図りながら、やはり事業というのは継続していかなければいけないということで、マスク、消毒液、空気清浄機等の購入にかかる経費として309万円を計上いたしました。これも全額国の補助になりますので、町の負担はゼロでございます。

続きまして、3番の攻めの園芸生産対策事業について、御説明を申し上げます。これは農業経営の中で、やはり環境の変化というのが当然コロナウイルスも含めて日々あるわけでございます。ただそこに対応していく、攻めの園芸を展開していくということで、熊本県の補助事業を活用して、これは地域の担い手を支援する事業でございます。今回は花きを生産する農業組合が冬の発芽への不良等を解消するため、園芸暖房機や種子の保冷库等を導入する場合の計画が出されております。これは収量や品質の向上に必ずつながるといふふうに私も考えております。総事業費は936万円で、936万円の3分の1を熊本県が、10分の1を町が補助し、残りの経費につきましては事業主体が負担するということでございます。今後も事業の周知やほかのことの情報収集に努め、産地づくり、産地ブランド化を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして4番のくまもと土地利用農業競争力強化支援事業補助金につきまして、御説明を申し上げます。これは中山間地等において地域営農の組織が中心となり、地区の農地の受け皿として耕作放棄地の解消、それと地域ブランド力の向上というところを努め、土地利用型農業の経営安定化にそこからつなげるというための事業になります。今回農事組合法人が熊本県の補助を活用いたしまして、自脱型のコンバイン等の導入を予定計画

されております。これはコストの削減等と1番は作業の効率化というところに向かって取り組まれるわけでございます。総事業費は890万円で補助率が50%、2分の1ありまして、残り半分が組合の負担ということになります。

続きまして、5番目の農地等災害復旧工事について御説明申し上げます。これは7月の豪雨災害で農業用施設について被災を受けております。国の補助を活用した災害復旧を行うにあたり、農地が4カ所、施設3カ所に係る工事費として1,000万円を計上いたしました。激甚災害に指定されております。ほぼ国費の補助でこれは賄われる予定でございます。残りの5%程度が地元の受益者の負担になる見込みでございます。

6番の公共土木施設災害復旧事業について、御説明申し上げます。これも7月豪雨でございます。公共土木施設について災害復旧事業を実施するものになります。総事業費が7,090万円でございます。そのうちの3,940万円が補助金としていただける見込みでございます。残りの額につきましては、災害復旧事業債を借り入れる予定でありまして、これは交付税措置がしっかりありますので、町の実質の負担額は167万円程度になる予定でございます。

以上今回御提案しております補正予算について、その概要を説明申し上げます。また先ほど予算説明の中ではございますが、先ほど産業厚生常任委員長の佐伯議員からアドバイスをいただきましたが、この健康診断の割合に関しまして、健診率に関しまして、6月までは良かったと。10月で若干落ちたと。そしてまた委員会のメンバーの方がそれぞれ協議をしていただきまして、昨年度は議会議員の方がマイクを持って広報していただきました。今年

度は高森町の行政といたしまして、しっかり行政のやり方として腰を据えて、腹を据えてやっ  
たつもりでございます。しかしながら、なかなか前年度は議員さんのお力を借りたというところ  
もありますが、前年度若干ちょっと下回るのかなというアドバイスを先ほどいただいたわけでござ  
います。今後も基本といたしましては、高森町役場といたしましては行政としてのやり方、  
行政としての広報というのをしっかり地区におきまして、そのうえで委員会からの御指導、アド  
バイスをいただきながら、来年度も今後もそうでございますが、来年度に向かってしっかり課  
長を筆頭に積み上げてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたい  
というふうに思います。今御提案いたしましたことに関しましては、御審議の上、御決定を賜  
りますようお願いをいたしまして説明を終わらせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は  
ありませんか。4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)4番牛嶋です。ちょっと確認でございます。新型コロナウイルス感染緊  
急包括支援事業で、事業所の中でおてんとさん、認可外保育施設はちょっと私勉強不足  
であんまり聞いたことございませんが、どういう団体でございますか。説明いただきますか。この  
施設はどういう施設かちょっと説明していただきたい。認可外保育になってますけど。

○議長(後藤三治君)住民福祉課長、岩下徹君。

○住民福祉課長(岩下徹君)4番牛嶋議員の御質問にお答えいたします。おてんとさんにつき  
ましては、上色見のほうで一般社団でされております森の幼稚園ということでされております。  
特定の施設を持たないで、何曜日はどここの山に行くとかそういった活動されている森の

幼稚園として活動されているところでございます。以上でございます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)1番後藤です。このコンビニ購入サービス導入促進実証事業についてお尋ねします。これにつきましては、ぜひとも導入はしていただきたい事業と私は思っています。その中で近頃いろんな自治体でコロナ感染者が出て、庁舎が消毒のために2日ないし4日間ぐらい閉めるというような事態が全国で発生しております。その中で高森町としては例えばコロナの方が出た場合、感染者が不幸にも出た場合、緊急的にいわゆるそういう対策、どのような形で現在住民票、印鑑証明を取るとか、そういうことが出来ているかどうかというのをまず一つ尋ねたいと思います。

○議長(後藤三治君)住民福祉課長、岩下徹君。

○住民福祉課長(岩下徹君)1番後藤議員の御質問にお答えいたします。本町におきましては今おっしゃられたような窓口対応が必要な業務につきまして、もし閉鎖といいますか、中で来庁される方を庁舎内に入れることが出来ないという場合に備えて、以前ドライブスルー方式での定額給付金の交付受付を行ったこともふまえて、外に端末を置いてその事務の経験者、直接コロナの感染に関わらないといいますか、濃厚接触に当たらない職員、経験のある職員をそこに配置して、例えば役場の正面玄関の外ですとか、あるいはテントなりを設けて、緊急的な窓口を設置して対応するというところで考えております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君) 答弁ありがとうございました。そのような形で策があるというならば、それはいいんです。実際例えば住民の方ももしこの庁舎が立入禁止、閉めたとなれば、例えば草部に行かなければいけないのかとか、野尻のほうに行かなければ取れないのかとか、そういう話もあると思うんで、そこらもやっぱりきっちり機会があれば話してもらいたいと思いますし、そういう事態を防ぐためにこの実証実験をされると思います。

出来ればこれは町長にお願いなんですけども、臨時交付金で使える予算がありますならば、今のところ令和3年4月より本稼働ってということで予定組まれてますけども、これも前倒し、早く出来ないかということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君) 町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) 1番後藤議員の御要望ということで実はすぐに導入しようと思ったんですが、コロナ対策をやってるのは県内自治体全てやっております、対応したのは当町早かった方だと思いますが、システム会社のほうがどうしても最短でこれだということで、かなり現場の税務課の職員さん、係長を筆頭に頑張られて積み上げられたわけですが、現時点ではこのスキームでこのスピード感が最短ということでございます。もし今後少しでも早く導入が出来るとするならば、導入に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長(後藤三治君) ほかに質疑はありませんか。2番、津留智幸君。

○2番(津留智幸君) 2番津留智幸です。農林政策課長にお伺いたします。概要書3番、4番、3番は攻めの園芸生産対策事業で地域の担い手となる農家組合が取り組む事業に

なっております。4番のほうはくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業ということで、地域の営農組織、農業法人等とあります。なかなかこの区別が農家組合と組合法人とその区別が一般の方は分からない方がいると思いますので、概略で結構ですのでその区別を教えてください。

○議長(後藤三治君)農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長(後藤一寛君)2番、津留智幸議員の御質問にお答えいたします。農家組合と地域営農法人の違いということで、御質問の内容かと思えます。農家組合で取り組むという部分につきましては、今国が出しますほとんどの補助事業が3戸以上、要するに同じ業種、例えば野菜なら野菜、花卉だったら花卉、そういうものの補助関係の事業はほとんど3戸以上という条件がついております。そういうものに取り組まれる分につきましては、農家組合という形になります。一方で地域営農法人、これにつきましては、御承知のとおり農事組合法人とかそういう名称になりますけれども、これはもう御承知のとおり明確な法人格を持った団体でございます。ですので、補助事業のための団体が農家組合っていう部分で、一方では要するに個人、法人っていう税務上の使い分けとかもございませぬけども、要するに登記がなされている法人格を持った団体が法人でございます。以上でございます。

○議長(後藤三治君)2番、津留智幸君。

○2番(津留智幸君)よく分かりました。集落において様々な形態がありまして、いろんな事情がございます。それぞれの集落がどの事業に該当するのかを、これから議会としてもそれぞれの集落に周知していかなければなりませんし、今後の集落のあり方について担当課とも相談

しながらどういった内容がその集落にあるのかを一緒になって推進していきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は各常任委員会に付託したい  
と思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、議案第73号は各常任委員会に付託  
することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第74号 高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第11、議案第74号、高森町国民健康保険特別会計補正予  
算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、  
岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)おはようございます。議案第74号で御提案いたしました、令  
和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、御説明申し上げま  
す。補正予算の主なもの、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免  
措置による予算額の増減について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予  
算の議決を得る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。1ページをごら



んください。今回の補正は既定の予算に36万6,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ11億1,704万5,000円としました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。まず歳入について、6ページをごらんください。第1款第1項第1目、国民健康保険税の現年課税分について、新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請のありました6名分を総額で98万8,000円減額しております。これに対しまして、税收減税分の財政補填といたしまして、第5款国庫支出金で59万3,000円と、次の第6款県支出金で39万5,000円を増額しております。

次に歳出について、8ページをごらんください。第1款第1項第1目の一般管理費において、退職手当負担金及び共済費について、予算額に不足が見込まれるため、第3節職員手当で13万3,000円と第4節共済費で15万6,000円を増額しております。続きまして、第3款第1項第1目の一般被保険者医療費給付費において、先ほどの減免措置分の国及び県からの財政補填に伴う財源組替を行っております。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、議案第74号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第75号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第12、議案第75号、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第75号で御提案いたしました、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について御説明いたします。補正予算の主なものは、令和2年度後期高齢者医療保険料等負担金の増額等について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を得る必要がありましたので、御提案させていただきます。

1ページをごらんください。今回の補正は既定の予算に296万8,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,815万4,000円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。まず歳入について、6ページをごらんください。第1款第1項後期高齢者医療保険料について、後期高齢者広域連合において所得確定に伴いまして段階的見直しがされている軽減割合を反映させた保険料の再試算が行われ、新たな保険

料見込額が示されたことによりまして、総額で253万7,000円増額しております。

次に歳出について、7ページをごらんください。第2款第1項第1目、後期高齢者医療広域連合納付金において、歳入で御説明いたしました保険料の増額分に保険基盤安定負担金を加えました281万9,000円を増額しております。また第5款予備費においては、収支の調整を行いました。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、議案第75号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 議案第76号 令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第13、議案第76号、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第76号で御提案いたしました、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。補正予算の主なもの、令和2年度から新たに創設されました介護保険者努力支援交付金事業による事業の増額等について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を得る必要がありましたので、御提案させていただくものでございます。

1ページをごらんください。今回の補正は既定の予算に258万2,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ10億6,340万2,000円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。まず歳入について、6ページをごらんください。第3款、第2項、第7目、保険者努力支援交付金で令和2年度より新たに創設された事業に対する交付金として、136万3,000円を増額しております。

次に歳出について7ページをごらんください。第5款第1項第1目介護予防生活支援サービス事業費においては、先ほど歳入で御説明申し上げました新設事業の保険者努力支援交付金等の国庫補助金を財源とする組替を行っております。続いて、8ページをごらんください。第7款、第3項、第1目他会計繰出金においては、令和元年度介護保険低所得者保険料軽減負担金及び補助金の確定に伴う精算金といたしまして、国に返還する費用を一般会計に繰り入れるもので、21万3,000円を増額しております。最後に第8款予備費において、収支の調整を行いました。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第76号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第14 議案第77号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について**

○議長(後藤三治君)日程第14、議案第77号、令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)議案第77号で御提案いたしました令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について、御説明申し上げます。今回の補正は歳出予算のみで予算調整を行っており、その主なものとしましては、人事院勧告に伴う人件費の補正と修繕料を計上しております。6ページをお開きください。第1款水道費の一般管理費におきましては、3節職員手当等の7万7,000円を増額しております。内訳につきましては、7ページの下段の表のとおりとなっております。10節の需用費、修繕料につきましては、芝原の2号ポンプの電動弁修繕をはじめ、今後修繕が予想されることから、450万円を計

上しております。4款予備費におきましては、減額により予算調整を行っております。以上  
今回提案しております補正予算につきまして御説明を申し上げましたが、御審議いただき、  
御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は  
ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、議案第77号、令和2年度高森町簡  
易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第78号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算に  
ついて

○議長(後藤三治君)日程第15、議案第78号、令和2年度高森町農業用水供給事業特  
別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。  
建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)議案第78号で御提案いたしました、令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第3号について、御説明申し上げます。今回の補正は歳出予算のみで予算調整を行っており、その主なものとしては、修繕料を計上しております。6ページをお開きください。第1款農業用水費の管理費におきましては、10節需用費の修繕料81万2,000円を計上しております。これは芝原2号調整池のテレメーター、それから含蔵寺2号ポンプの修繕料としており、来年の使用に支障を来さないための修繕であります。2款予備費におきましては、減額により予算調整を行っております。以上、今回提案しております補正予算につきまして御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、議案第78号、令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第16 休会の件について**

○議長(後藤三治君) 日程第16、休会の件についてを議題とします。お諮りします。12月12日、13日、14日、15日、16日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって12月12日、13日、14日、15日、16日は休会とすることに決定しました。なお各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長(後藤三治君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後0時6分